

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

日本電子株式会社

2021年4月1日

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
日 本 電 子 株 式 会 社
代表取締役社長兼COO 大井 泉

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2021年2月5日付で日本電子テクニクス株式会社（以下「日本電子テクニクス」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、日本電子テクニクスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条1項および会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2021年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 吸収合併消滅会社における株主の差止請求

日本電子テクニクスは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

日本電子テクニクスは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 新株予約権の買取請求

日本電子テクニクスは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申立

日本電子テクニクスは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2021年2月19日付で官報に公告を行うとともに、2021年2月16日付で知れている債権者に対して個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 吸収合併存続会社における株主の差止請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第 796 条の 2 の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第 797 条の規定に基づく株式買取請求を行うことはできません。

(3) 債権者の異議申立

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2021 年 2 月 19 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、日本電子テクノロジの資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2021 年 4 月 1 日

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2021 年 2 月 19 日

日本電子テクニクス株式会社

2021 年 2 月 19 日

東京都昭島市武蔵野二丁目 6 番 3 8 号
日本電子テクニクス株式会社
代表取締役社長 中川 泰俊

吸収合併に係る事前開示書面

当社は、2021 年 2 月 5 日付で日本電子株式会社（以下「日本電子」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、日本電子を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

2021 年 2 月 5 日付で当社と日本電子との間で締結した吸収合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

当社は日本電子の完全子会社であるため、日本電子は本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号）

(i) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号イ）

日本電子の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

- (ii) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

- (iii) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号）

- (i) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本吸収合併効力発生後の日本電子の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の日本電子の収益状況およびキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における日本電子の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 事前開示開始日後上記各事項に変更が生じた場合（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号）

事前開示開始日後上記各事項に変更が生じた場合には、直ちに開示いたします。

以 上



吸収合併契約書

日本電子株式会社（以下「甲」という。）と日本電子テクニクス株式会社（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2. 本合併における吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

日本電子株式会社

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

（2）吸収合併消滅会社

日本電子テクニクス株式会社

東京都昭島市武蔵野二丁目6番38号

（存続会社が交付する金銭等）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

（存続会社の資本金等の不変更）

第3条 甲は、本合併に際して、甲の資本金、資本準備金および利益準備金を変更しない。

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年4月1日

とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めた場合には、甲乙協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(会社財産の承継等)

第5条 甲は、乙から本効力発生日におけるその有するすべての資産、負債および権利義務を承継する。

(会社財産の管理等)

第6条 甲および乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの財産の管理および業務を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

(従業員)

第7条 甲は、本効力発生日に乙の従業員を甲の従業員として雇用を引き継ぐ。ただし、雇用条件その他の取扱いについては、甲乙協議のうえ、これを決定する。

(合併契約書の承認)

第8条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の決議による合併契約の承認を得ないで本合併を行い、乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の決議による合併契約の承認を得ないで本合併を行う。

2. 甲と乙は、本効力発生日の前日までに、取締役会をそれぞれ招集し、本契約を承認する。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第9条 本契約締結後から本効力発生日の前日までの間において、甲または乙の資産状態または経営状態に重要な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事

態が生じた場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(その他)

第10条 本契約に規定のない事項と本契約の解釈に疑義が生じた事項は、甲と乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

以上を証するため、本書1通を作成し、各当事会社が記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

2021年2月5日

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

日本電子株式会社

代表取締役社長兼COO 大井 泉



東京都昭島市武蔵野二丁目6番38号

日本電子テクニクス株式会社

代表取締役社長 中川 泰俊





THE
JOURNAL

1902



計 算 書 類

第 7 3 期

自 2019年 4月 1日

至 2020年 3月 31日

日本電子株式会社

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	79,706	流 動 負 債	50,630
現 金 及 び 預 金	2,697	支 払 手 形	3,075
受 取 手 形	2,956	買 掛 金	10,362
売 掛 金	26,488	電 子 記 録 債 務	9,256
商 品 及 び 製 品	3,990	短 期 借 入 金	12,621
仕 掛 品	35,089	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,886
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,447	リ ー ス 債 務	171
前 払 費 用	6	未 払 金	1,932
短 期 貸 付 金	1,622	未 払 法 人 税 等	1,191
未 収 消 費 税 等	2,606	前 受 金	6,049
そ の 他	2,012	預 り 金	345
貸 倒 引 当 金	△211	賞 与 引 当 金	1,140
固 定 資 産	33,475	そ の 他	2,598
有 形 固 定 資 産	11,700	固 定 負 債	20,676
建 物	4,966	社 債	3,126
構 築 物	58	長 期 借 入 金	9,357
機 械 及 び 装 置	675	リ ー ス 債 務	242
車 両 運 搬 具	5	長 期 預 り 金	400
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	4,232	退 職 給 付 引 当 金	6,931
土 地	926	役 員 株 式 給 付 引 当 金	239
リ ー ス 資 産	217	資 産 除 去 債 務	320
建 設 仮 勘 定	617	そ の 他	58
無 形 固 定 資 産	686	負 債 合 計	71,306
ソ フ ト ウ エ ア	337	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	166	株 主 資 本	39,525
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	165	資 本 金	10,037
そ の 他	17	資 本 剰 余 金	9,914
投 資 そ の 他 の 資 産	21,088	資 本 準 備 金	8,974
投 資 有 価 証 券	5,663	そ の 他 資 本 剰 余 金	940
関 係 会 社 株 式	11,321	利 益 剰 余 金	20,641
長 期 前 払 費 用	5	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,641
繰 延 税 金 資 産	1,865	別 途 積 立 金	14,237
長 期 保 証 金	449	繰 越 利 益 剰 余 金	6,404
そ の 他	1,791	自 己 株 式	△1,068
貸 倒 引 当 金	△7	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,368
繰 延 資 産	18	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,296
社 債 発 行 費	18	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	71
資 産 合 計	113,201	純 資 産 合 計	41,894
		負 債 純 資 産 合 計	113,201

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		102,066
売 上 原 価		72,667
売 上 総 利 益		29,398
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,512	
研 究 開 発 費	6,414	23,926
営 業 利 益		5,471
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 割 引 料	25	
そ の 他	1,439	1,464
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	109	
為 替 差 損	513	
そ の 他	108	731
経 常 利 益		6,204
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	67	67
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	31	
減 損 損 失	95	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	76	203
税 引 前 当 期 純 利 益		6,067
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,437	
法 人 税 等 調 整 額	△62	1,375
当 期 純 利 益		4,692

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2019年4月1日 残高	10,037	8,974	940	9,914	10,237	6,881	17,118	△1,068	36,003
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立				－	4,000	△4,000	－		－
剰 余 金 の 配 当				－		△1,169	△1,169		△1,169
当 期 純 利 益				－		4,692	4,692		4,692
自 己 株 式 の 取 得				－			－	△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				－			－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	4,000	△476	3,523	△0	3,522
2020年3月31日 残高	10,037	8,974	940	9,914	14,237	6,404	20,641	△1,068	39,525

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日 残高	2,743	1	2,744	38,747
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立			—	—
剰 余 金 の 配 当			—	△1,169
当 期 純 利 益			—	4,692
自己株式の取得			—	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△446	70	△376	△376
事業年度中の変動額合計	△446	70	△376	3,146
2020年3月31日 残高	2,296	71	2,368	41,894

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券：時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ：時価法

3. たな卸資産の評価基準および評価方法

- 商品及び製品：規格品は移動平均法による原価法、その他は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～65年
工具・器具及び備品	2～15年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、これ以外の無形固定資産については定額法

- (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (4) 長期前払費用

定額法

5. 繰延資産の処理方法

- (1) 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

6. 重要な引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金

従業員（年俸制対象者を除く）の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役、非業務執行取締役および国外居住者を除く。）および当社と委託契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

7. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象：製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部

(3) ヘッジ方針

当社は、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨建取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき為替予約取引を行うものとしております。社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができ、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定は省略しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	35,223百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	7,661百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	5,405百万円
4. 保証債務	3,674百万円
5. 輸出手形割引高	865百万円
6. 担保に供している資産および担保に係る債務	
担保資産の内容およびその金額	
建物	3,645百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	2百万円
土地	535百万円
投資有価証券	2,341百万円
計	6,524百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	3,975百万円
長期借入金	4,437百万円
計	8,412百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額	
売上高	21,621百万円
仕入高	18,746百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,019百万円
2. 当期に発生した研究開発費	6,414百万円

3. 減損損失

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業内容をグルーピングの基礎とし、電子光学機器、分析機器、計測検査機器、半導体関連機器、産業機器、医用機器にグルーピングを行っております。

場 所	用 途	種 類	金額（百万円）
東京都昭島市	分析機器生産設備	工具・器具及び備品	95

分析機器において、連続した営業キャッシュ・フローのマイナス等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額95百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却見込額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
普通株式	544,134	106	一	544,240	(注)

(注)(1)普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

(2)当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式425,000株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

①繰延税金資産

貸倒引当金	64百万円
賞与引当金	349百万円
研究開発費	559百万円
たな卸資産評価損	290百万円
未払事業税	104百万円
減価償却超過額	301百万円
ソフトウェア償却費	920百万円
減損損失	33百万円
投資有価証券評価損	198百万円
関係会社株式評価損	191百万円
退職給付引当金	2,278百万円
役員退職慰労未払金	17百万円
その他	511百万円
繰延税金資産小計	5,821百万円
評価性引当額	△2,907百万円
繰延税金資産合計	2,913百万円

②繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△31百万円
その他有価証券評価差額金	△1,009百万円
資産除去債務	△7百万円
繰延税金負債合計	△1,048百万円
繰延税金資産の純額	1,865百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
子会社	日本電子 テクニクス(株)	東京都 昭島市	95 百万円	理科学・ 計測機器	100%	当社製品 の開発・ 製造	製品等の 仕入	5,439	買掛金	2,624
							運転資金 貸付	1,183	貸付金	1,405
	(株)JEOL RESONANCE	東京都 昭島市	95 百万円	理科学・ 計測機器	100%	当社製品 の開発・ 製造	製品等の 仕入	7,475	買掛金	1,182

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 上記取引については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 867円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 97円13銭 |

(企業結合に関する注記)

【連結注記表】 (企業結合に関する注記) に記載しているため、注記を省略しております。